

商品をインターネットで販売してみませんか



EC（電子商取引） 参入支援事業補助金



受付
期間

令和7年4月15日(火)～令和8年1月30日(金)まで

※予算額に達し次第終了します。

対象
事業

- ▶ 初めて参入するECショッピングモール等への出店・出品
- ▶ 自己所有のWebサイトへ新たなECサイトページの実装



補助
対象者

徳島市に1年以上本店を置き、新たな販路を開拓するために
ECショッピングモール等への出店や出品などを行おうとする中小企業者

補助
金額

上限18万円(税抜)

補助率

10分の10

対象
経費

- ▶ ECショッピングモールへの出店に係る初期登録手数料
- ▶ ECサイト構築の外注費用
- ▶ 自己所有WebサイトへのEC機能の実装経費

対象
条件

- ✓ ECを活用して販売する商品の半数以上は、徳島市内で製造・加工された商品であること
- ✓ 徳島市内の事業所のWebサイトにEC機能を実装すること



対象
期間

補助金交付決定日～令和8年2月28日(土)まで

※ 対象期間内に店舗及び出品を行うことが補助事業の対象となります。

※ 商品の追加や機能の拡充及び改良、オークションサイトやフリーマーケットなどへの出品は補助対象外です。

お問い合わせ・
申請窓口

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 3階 経済政策課
088-621-5225
keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp



補助金交付要領や申請様式など、詳しくは市ホームページでご確認ください。▶▶



人材確保・育成 支援事業補助金

受付
期間

令和7年4月15日(火)～令和8年2月6日(金)まで

※予算額に達し次第終了します。

徳島市の中小企業者等における安定的な雇用確保の促進・振興を図ることを目的とした補助金です。

対象
事業



人材確保・定着支援事業

▶▶ 人材の確保または若手従業員の定着を図ることを目的に行う事業。



人材育成支援事業

▶▶ 自らの会社等における事業課題を改善する人材力の向上を図るため、経営者や社員が研修などに参加または開催する事業。

補助
金額

上限10万円(税抜)

※人材育成支援事業は、研修等受講者1人につき2万円を限度とし、1申請事業者につき合計10万円を交付限度額とします。

補助率

人材確保・定着支援事業

2分の1以内

人材育成支援事業

3分の2以内

補助
対象者

- ✓ 徳島市に1年以上本店を置く会社
- ✓ 徳島市に1年以上事業所を置きかつ市内に1年以上住所を有する市民
- ✓ 市税に滞納がないこと など、詳しくは補助金交付要領にてご確認ください。

対象
期間

補助金交付決定日～令和8年2月28日(土)まで

お問い合わせ・
申請窓口

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 3階 経済政策課
088-621-5225
keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp



令和
7年度

徳島市中小企業販路拡大 支援事業補助金 のご案内

【対象者】本市内に本店があり（１年以上）、製造業を事業として営む中小企業者のうち、販路拡大したい製品及び販路拡大にあたって必要となる支援内容が明確である者。製品の開発・製造の主たる工程が自社の事業所に整っていない場合は対象外。

【補助金額等】補助率は、いずれも１／２（ただし、取組内容ごとの限度額を上限とする）。
また、複数のメニューに申し込む場合は、合算した上限額を７０万円とする。

【対象期間】令和８年２月２８日（土）まで。

【募集期間】令和８年１月３０日（金）まで。ただし、予算額に達し次第終了。

海外販路拡大事業

海外市場への販路拡大を図るために必要な市場調査、特許出願・商標登録等知的財産権取得、越境 EC モール出店、越境 EC サイト構築に係る費用を補助。

対象経費	◆海外市場調査業務委託料 ◆海外での知的財産権取得に係る経費（先行調査委託料、出願手数料、代理人委託料等） ◆越境 EC モール新規出店費用、越境 EC サイト新規構築費 等
限度額	５０万円

展示会等出展事業

首都圏や関西圏、海外などの県外の大規模な市場に向けた販売を主目的としない※１ 企業間取引（B to B）を目的とした展示会等（オンライン含む※２）への参加費用を補助。

対象経費	◆出展料（小間代） ◆小間装飾代 ◆運搬費 ◆通訳費 ◆交通費、宿泊費 ◆商談・展示指導・助言業務委託料 ◆リモートによるプレゼンテーション機器等レンタル料等	
限度額	３０万円 ※国内のみの場合	５０万円 ※海外ありの場合

※注１）販売を一部含む展示会については、対象経費と限度額を制限し対象事業とみなす場合があるので、事前に問い合わせ下さい。

※注２）オンライン展示会等は、従来対面展示会で開催されていた展示会がオンラインで開催されるものに限る。

製品開発・改良事業

市場のニーズをとらえた新製品の開発・既存製品の改良に係る費用を補助。

対象経費	◆技術等指導・助言業務委託料 ◆原材料、副資材費 ◆機械装置、工具器具のリース、レンタル料 ◆外注・委託費（性能検査等） ◆デザイン製作業務委託料 等	
限度額	３０万円	５０万円 ※外部専門家委託又は専門機関との共同研究を行う場合
		７０万円 ※外部専門家委託と専門機関との共同研究の両方を行う場合

《問い合わせ先・申請窓口》

〒770-8571 徳島市幸町２丁目５番地
徳島市役所 経済部 経済政策課
T E L : 088-621-5225
E-mail : keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

申請様式や補助金交付要領など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

